

板橋区分譲マンション管理アドバイザー派遣事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区内のマンションの管理組合等に対し、アドバイザーを派遣し、マンションの適正な維持管理及び円滑な合意形成の支援並びにマンションの計画的な修繕等に係る技術的支援及び助言を行い、マンションの良質な管理及び長寿命化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション 東京都板橋区良質なマンションの管理等の推進に関する条例（平成29年板橋区条例第37号以下「条例」という。）第2条第1号に規定するマンションをいう。
- (2) 管理組合 条例第2条第3号に規定する管理組合をいう。
- (3) 大規模修繕 計画的に行う修繕のうち、経年劣化した建物の各部位又は設備等の性能や機能を原状又は実用上支障のない状態まで回復させるための大規模な修繕（耐震に関するものを除く。）をいう。
- (4) 協定機関 区長と「板橋区分譲マンション管理アドバイザー派遣事業に関する協定書」又は「大規模修繕アドバイザー派遣事業に関する協定書」を締結した専門機関をいう。
- (5) アドバイザー 区長が別に定める資格を有し、協定機関に所属する、マンションの適切な維持管理及び円滑な合意形成の支援並びにマンションの大規模修繕に係る助言等を行う者をいう。

(派遣対象建築物)

第3条 この要綱により、アドバイザーの派遣の対象となる建築物（以下「派遣対象建築物」という。）は、板橋区内に所在する民間建築物（国又は公共団体以外の者が所有する建築物をいう。）であって、条例第13条第1項又は第2項の規定による管理状況に関する事項を区長に届け出たマンション（以下「届出済マンション」という。）とする。

2 区長は、前項に規定するもののほか、第1条の目的を達成するため特に必要と認める建築物を派遣対象建築物とすることができる。

(派遣対象者)

第4条 この要綱により、アドバイザーの派遣を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 板橋区内に所在する届出済マンションの管理組合
- (2) アドバイザーを派遣することにより、第1条の目的が達成されると見込める区分所有者の団体
- (3) 区長が特に必要と認めた者

(派遣の申請)

第5条 アドバイザーの派遣を受けようとするときは、管理組合によって合意された管理者は、派遣申請書（第1号様式）により区長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めた場合は、区長が指定した区分所有者が前項の申請を行うものとする

(派遣業務の依頼)

第6条 区長は、前条の申請があったときは、第3条及び第4条の規定に適合するかどうかの審査を行い、適合すると認めるときは、派遣業務・選任依頼書（第2号様式）により、協定機関にアドバイザーの派遣業務の実施を依頼する。

(アドバイザーの選任)

第7条 協定機関は、区長から前条の依頼があったときは、アドバイザーを選任しなければならない。

2 協定機関は、前項の規定によりアドバイザーを選任したときは、選任届（第3号様式）により、区長に届け出なければならない。

(派遣の決定等)

第8条 区長は、前条第2項の届出があったときは、アドバイザーを派遣することを決定し、派遣承認決定通知書（第4号様式）により、申請者（第5条第1項の管理者又は同条第2項の区分所有者をいう。以下同じ。）に通知する。

2 区長は、第6条による審査の結果、第3条又は第4条の規定に適合しないと認めるときは、派遣不承認決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知する。

(業務報告等)

第9条 アドバイザーは、協定機関から選任を受けたときは、速やかに前条第1項の通知を受けた者（以下「派遣決定者」という。）に対する派遣業務を実施するものとする。

2 アドバイザーは、業務を完了したときは、速やかに派遣業務相談記録（第6号様式）により、区長に報告するものとする。

3 協定機関は、アドバイザーが業務を完了したときは、速やかに派遣業務完了報告書（第7号様式）により、区長に報告しなければならない。

(派遣の取りやめ)

第10条 派遣決定者は、やむをえない事情によりアドバイザーの派遣の実施を取りやめるときは、派遣辞退届（第8号様式）により、区長に届け出なければならない。

(派遣承認決定の取消し)

第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、アドバイザー派遣承認決定を取り消すことができる。

(1) 前条の規定による届出があったとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により派遣の申請がなされたとき。

2 区長は、前項の規定により、第8条第1項の派遣の決定を取り消したときは、派遣承認決定取消通知書（第9号様式）により、派遣決定者に通知する。

(派遣業務の取消し)

第12条 区長は、前条第1項により派遣承認決定を取り消したときは、第6条に定める依頼を取り消すことができる。

2 区長は、前項の規定によりアドバイザーの派遣業務を取り消したときは、派遣業務取消通知書（第10号様式）により、協定機関に通知する。

(委任)

第13条 この要綱に定めのない事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成23年6月6日から施行する。

付 則

2 この一部改正は、区長決定の日から施行する。

（宛先）板橋区長

（申請者）

住 所

管理者名称

印

電 話 （ ）

【※法人の場合は法人の所在地、名称、代表者の氏名】

アドバイザー派遣申請書

下記のとおり、板橋区分譲マンションアドバイザー派遣事業要綱第5条の規定に基づき、アドバイザーの派遣を申請します。

記

該当する箇所に記入又は○をしてください。

		マンション番号	
フリガナ	所在地		
建物名称 <small>（マンション等の名称）</small>	板橋区		
相談内容			
派遣希望日	第1希望日	年 月 日	時 分 頃
	第2希望日	年 月 日	時 分 頃
	第3希望日	年 月 日	時 分 頃
予定相談者数	名程度		
予定会場（集会室等）			
構造種別	鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・その他（ ）		
竣工年月日	年 月頃竣工	用途	
マンション戸数	住宅 戸	店舗等 室	その他 室
連絡者	フリガナ		
	氏 名		
	住 所 <small>（所在地）</small>	〒 -	電話番号
			FAX番号
※アドバイザー派遣の日時などの連絡に際して、申請者と異なる場合にご記入ください。			

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

アドバイザー派遣業務・選任依頼書

板橋区分譲マンション管理アドバイザー派遣事業要綱に基づく業務の実施について、同要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり依頼します。

記

1 対象とする建築物

(1) 名 称 _____

(2) 所在地 板橋区 _____

2 指導・助言依頼の内容

3 派遣希望日

第1希望日	年	月	日	時	分	頃
第2希望日	年	月	日	時	分	頃
第3希望日	年	月	日	時	分	頃

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

住 所
氏 名 印
電 話 ()

[※法人の場合は法人の所在地、名称、代表者の氏名]

ア ド バ イ ザ ー 選 任 届

平成 年 月 日付け、第 号をもって業務・選任依頼を受けたアドバイザー派遣業務について、板橋区分譲マンション管理アドバイザー派遣事業要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおりアドバイザーを選任したので届け出ます。

記

1 対象とする建築物

(1) 名 称 _____

(2) 所在地 板橋区 _____

2 選任したアドバイザー

○アドバイザー

住所 _____

氏名 _____

電話 _____

3 派遣日時

年 月 日 時 分 頃

※選任したアドバイザーについて、資格を有することを証明する書類の写しを添付すること。

第4号様式（第8条関係）

※受付番号	No. —
-------	----------

第 号
年 月 日

様

板橋区長

アドバイザー派遣承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあったアドバイザー派遣について、板橋区分譲マンション管理アドバイザー派遣事業要綱第8条1項の規定に基づき、下記のとおり派遣を承認決定したので通知します。

記

1 対象とする建築物

(1) 名 称 _____

(2) 所在地 板橋区 _____

2 派遣日時

年 月 日 時 分 頃

3 アドバイザー

住所 _____

氏名 _____

電話 _____

第5号様式（第8条関係）

※受付番号	No. —
-------	----------

第 号
年 月 日

様

板橋区長

アドバイザー派遣不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあったアドバイザー派遣について、板橋区分譲マンション管理アドバイザー派遣事業要綱第8条第2項に基づき、下記のとおり派遣しないことを決定したので通知します。

記

1 対象とする建築物

(1) 名 称 _____

(2) 所在地 板橋区 _____

2 不承認決定の理由

相談内容：

Blank lined area for writing the consultation content.

年 月 日

(宛先) 板橋区長

(申請者)

住 所

管理者名称

印

電 話 ()

[※法人の場合は法人の所在地、名称、代表者の氏名]

ア ド バ イ ザ ー 派 遣 辞 退 届

年 月 日付け、 第 号をもってアドバイザーの
派遣の承認決定を受けた建築物について、板橋区分譲マンション管理アドバイザー派遣
事業要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 対象とする建築物

(1) 名 称 _____

(2) 所在地 板橋区 _____

2 届出の理由

3 その他

第9号様式（第11条関係）

※受付番号	No. —
-------	----------

第 号
年 月 日

様

板橋区長

アドバイザー派遣承認決定取消通知書

年 月 日付け 第 号をもってアドバイザーの
派遣決定をした下記建築物について、板橋区分譲マンション管理アドバイザー派遣事業
要綱第11条2項の規定に基づき、下記のとおり承認決定を取り消したので通知します。

記

1 取消対象の建築物

(1) 名 称 _____

(2) 所在地 板橋区 _____

2 取消の理由

第10号様式（第12条関係）

※受付番号	No. —
-------	----------

第 号
年 月 日

様

板橋区長

アドバイザー派遣業務取消通知書

年 月 日付け、 第 号をもって業務依頼をした
アドバイザー派遣業務について、派遣の決定を取り消したので、板橋区分譲マンション
管理アドバイザー派遣事業要綱第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり業務の取
り消しを通知します。

記

1 取消対象の建築物

(1) 名 称 _____

(2) 所在地 板橋区 _____

2 取消の理由